

後期高齢者医療被保険者証等の更新について

問合せ 保険健康課 ☎0495-77-2113

現在使用されている後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）と限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）の有効期限は平成28年7月31日までとなっています。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送いたします。また、前年度に認定証を申請された方で、平成28年度も引き続き対象者となる方には認定証を郵送いたします。なお、新しく認定証の交付を受ける場合には申請の手続きをお願いいたします。

○新しい被保険者証の送付について

新しい被保険者証が届きましたら、住所や氏名等の記載内容をご確認ください。

8月1日以降に医療機関等を受診する場合は、新しく交付される被保険者証を使用してください。

今度の新しい被保険者証の色は、**緑色**に変更となりますのでご注意ください。

また、古い被保険者証につきましては、8月以降に役場保険健康課や神泉総合支所へ返却するか、裁断するなどの廃棄処分をお願いします。

○限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請について

高額な外来診療を受けた時に、入院に加えて外来診療についても、限度額適用認定証等を提示することによって、同一月で同一医療機関の窓口での支払いが、下段の表のとおり自己負担限度額までとなります。

○対象となる方

住民税非課税世帯（低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰ）に属する方。

【低所得者Ⅱ】

・世帯員全員が、住民税非課税である世帯の方。

【低所得者Ⅰ】

・世帯員全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円（年金の所得は控除額を80万として計算）である世帯の方。

○申請の際に必要なもの

- ・申請者の身分証明書
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・申請者の個人番号を確認できる書類
- （個人番号カード、通知カード等）

※入院等で医療費の支払いが高額になる場合、お早めに申請の手続きをお願いします。また、代理人が申請をする場合、代理人本人の身分証明書等をお持ちください。なお、前年の所得状況によって認定証の交付を受けられない場合があります。

自己負担限度額（月額）一覧表

所得区分	自己負担限度額（月額）		食事療養標準負担額（1食あたり）	生活療養標準負担額（1食あたり+1日あたり）
	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯合算）		
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（医療費-267,000）×1% （注1：44,400円）	360円（注2）	1食あたり 460円 1日あたり 320円 （注3）
一般	12,000円	44,400円		
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）		24,600円	90日までの入院210円 過去12か月に90日を超える入院があった時（長期入院）160円	1食あたり 210円 1日あたり 320円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		15,000円	100円	1食あたり 130円 1日あたり 320円 老齢福祉年金受給者 1食あたり 100円 1日あたり 0円

（注1）多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の支給に該当）の場合。
（注2）指定難病患者の方は1食あたり260円に据え置かれます。平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者および合併症等により転院した場合は同日内に再入院する方は、経過措置の対象として1食あたり260円に据え置かれます。
（注3）管理栄養士または栄養士による栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合、それ以外は1食あたり420円となります。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料について

問合せ 保険健康課 ☎0495-77-2113

◆国民健康保険税の改定について

平成27年度より、前年所得が一定額以下の方に適用される軽減判定所得の計算方法と賦課限度額が見直されました。平成28年度も昨年度に引き続き経済動向等を踏まえ、見直しを図るものです。

【軽減対象世帯の拡大について】

軽減の判定基準となる所得額の計算が見直され、軽減対象世帯が拡大されました。

軽減割合	被保険者と世帯主の前年総所得の合計金額で判定します	
	平成27年度（改正前）	平成28年度（改正後）
7割	33万円以下	33万円以下（変更ありません）
5割	33万円+ 26万円 ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数*）以下	33万円+ 26.5万円 ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数*）以下
2割	33万円+ 47万円 ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数*）以下	33万円+ 48万円 ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数*）以下

*特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国民健康保険の方です。

【課税限度額の引き上げについて】

基礎課税分の限度額（52万円→**54万円**）、支援分の限度額（17万円→**19万円**）が引き上げとなりました。

◆後期高齢者医療保険料率の改定について

【保険料率の改定について】

後期高齢者医療制度では、平成28・29年度の保険料率を次のとおり改定いたしました。

保険料の計算方法（均等割額：**42,070円**、所得割率：**8.34%**）

$$\text{均等割額 } 42,070\text{円} + \text{所得割額 } \text{賦課のもととなる所得金額}^* \times 8.34\% = \text{年間保険料 (上限57万円)}$$

*賦課のもととなる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額（注）を控除し、さらに基礎控除額（33万円）を控除した金額のことです。

（注）年金収入のみの方の場合、公的年金控除額を引き、さらに基礎控除額（33万円）を引いた金額

【均等割額の軽減について】

平成28年度より、後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減について、国民健康保険税と同様の見直しを図るものです。

軽減の判定基準となる所得額の計算方法が見直され、軽減対象が拡大されました。

軽減割合	被保険者と世帯主の前年総所得の合計金額で判定します	
	平成27年度（改正前）	平成28年度（改正後）
8.5割	33万円以下	33万円以下（変更ありません）
9割	上記のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下	上記のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（変更ありません）
5割	33万円+ 26万円 ×（被保険者数）以下	33万円+ 26.5万円 ×（被保険者数）以下
2割	33万円+ 47万円 ×（被保険者数）以下	33万円+ 48万円 ×（被保険者数）以下